

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5（2023）年7月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

航空地上支援業務普及啓発事業委託業務

（2）業務の目的

地域の空港を支える人材（空港人材）を将来にわたり安定的に確保するため、地域の若年層を対象として、早期に空港人材を志すよう、空港を支える業務を体験できる航空教室を開催するなど、職業観を形成するためのモデル事業を構築する。

（3）業務の内容

地域の若年層に対し、空港を支える人材※についての様々な職種の役割や意義を認識させ職業としての認知度の向上を図るため、以下アからオの事業を通じて、効果的な内容の検討を行う。

※空港を支える人材：航空機の発着を支援し、空港における人、モノの円滑な移動や輸送を実現する役割を担う、空港を支える業務を行う者。例として、ランプハンドリング、旅客ハンドリング、空港保安検査、航空機燃料給油など（空港人材について紹介等することを前提に、パイロットやキャビンアテンダントなどについて紹介等することも可能）。

ア 航空教室等のイベント周知

航空教室等のイベントの開催について、SNSを活用して周知を行う。参加対象となる若年層の保護者に対しても訴求できる内容を検討する。

（【道直営】道は、上記周知内容を参考として、ポスター・チラシの作成や配布先への送付を道負担により行う。）

イ 航空教室等のイベント事業の実施

空港を支える業務を紹介、見学、体験できる航空教室等のイベントを以下の内容で開催する。

（ア）開催場所・開催回数

道内空港において1回開催する。

※なお、空港で開催するイベントに付随し、本件事業を開催することも可とする

（イ）参加対象

小学生から高校生

※開催内容に応じて、参加者の年齢や就学先を絞ることも可能

（ウ）参加人数

30名程度（上記イの参加対象の人数）

※参加対象者の保護者について参加・同行させることも可能

ウ 効果測定

上記事業について効果測定を行う。

例：参加者や保護者に対して、実施前と実施後における、空港を支える人材に関する認知度や役割の理解に関するアンケート調査や就職前の高校生を対象とする場合、進路先のフォロー調査など、事業の実施内容とその結果に関して把握できるデータのこと。

エ モデル事業の提示、報告会の開催

（ア）本事業を通じて検討を行った空港人材を確保するための職業観形成に資する航空教室等の開催のあり方についてモデル事業を提示すること。

（イ）また、上記の結果について、自治体、航空会社、空港関係者等を対象とした事業報告会を開催すること

（【道直営】道は、道負担により事業報告会開催に係る会議室の確保と設備の借上げを行う）。

※道では、令和6年度、道内空港での航空教室等の開催について補助を予定しているが、補助の採択基準や補助対象経費は、本事業で確認できたモデル事業を基にして検討する。

オ 報告書作成

上記アからエまでの実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和6年（2024年）1月19日（金）まで

(5) 納入場所（履行場所）

北海道総合政策部航空港湾局航空課

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) その他必要と認められる要件

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部航空港湾局航空課（担当：牧野）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁4階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-872）

011-204-5957（直通）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和5（2023）年7月24日（月）15：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の８：４５から１７：００まで。

ウ 提出場所

３に同じ

（２）審査を行ったときは、審査結果を文書で通知する。

５ 企画提案説明書等の交付期間及び方法

（１）交付期間

令和５（２０２３）年７月１０日（月）から７月２４日（月）まで

なお、３における交付時間は、８：４５から１７：３０まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（２）交付場所

３に同じ

（３）交付方法

３で交付する。なお、北海道のホームページでダウンロードすることができる。

（ホームページのURL）<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/159082.html>

６ 企画提案書の提出期限、場所及び方法

（１）４の審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。

（２）前項（１）の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和５（２０２３）年８月３日（木）１５：００（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の８：４５から１７：３０まで

ウ 提出部数

８部

７ 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

８ 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

９ 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途道の財務会計関係法令の規定により契約手続きを行う。

１０ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）契約書作成の要否

要

（３）プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が１０件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね１０件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

（４）無効となる参加表明書又は企画提案書

- ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者は公表する。
- エ 詳細は、企画提案説明書等による。
- オ 本業務は令和5年第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。